

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年10月5日

2. 認定事業適応事業者の名称

城南信用金庫

3. 認定事業適応計画の実施期間

令和4年12月～令和9年3月

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1） 事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

当金庫では、金庫がめざす「全員営業体制」や「お客様の利便性向上」を実現するため、これまでの固定概念を払拭し、デジタル技術を活用した抜本的な業務改革「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」に取り組んでおり、特に、「営業店の『事務処理の場』から『コミュニケーションの場』への変革」、「デジタル化により創出させた『人』や『時間』の渉外活動や相談業務への振向け強化」、「有効な接点を持つことが困難なお客様に対する、来店せずとも金融サービスを提供する新しい非対面チャネルの提供」が重要と考えている。

こうした中、令和4年度については、お客様の利便性向上および事務処理の省力化を図るため、来店せずとも金融サービスを提供する新しい非対面チャネルとして「城南バンキングアプリ（個人向け）」と「城南バンキングアプリ Biz（事業先向け）」をリリースした。

（2） 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

令和8年度において、営業店の売上高伸び率（令和4年度から令和8年度までの期間における伸び率）が、平成29年度から令和2年度までの5年間における信用金庫業界全体に係る業種売上高伸び率を5.38%ポイント上回ることを目標としている。

令和4年度は、売上高伸び率の算出における基準となる年度である。なお、令和3年度から令和4年度までの売上高伸び率は、2.65%となった。

（3） 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上指標については、令和4年度は有利子負債/CFが▲14.1となり、経常収支比率が133.2%となった。

(4) 実施した事業適応計画の内容

令和4年度においては、「城南バンキングアプリ」に係る投資を実施した。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 認定事業適応計画の実施状況は、この公表の時までに実施された事業適応に係る事業の達成状況及び数値目標の達成状況（認定事業適応計画に記載したものをを用いる。）を記載する。